

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 6 年 8 月 2 0 日

薩摩川内市議会

総合計画基本構想審査特別委員会

委員長 帯 田 裕 達

1 付託事件

議案第 5 6 号 第 3 次薩摩川内市総合計画基本構想を定めるについて

2 付託の時期

令和 6 年第 1 回薩摩川内市議会定例会（3 月 2 5 日）

3 委員会の開催日

令和 6 年 4 月 2 6 日、5 月 9 日、3 1 日、7 月 1 9 日、2 9 日（5 日間）

4 審査の経過

(1) 第 3 次薩摩川内市総合計画の策定について

基本構想（案）の審査に資するため、第 2 次総合計画を踏まえ、第 3 次総合計画の策定に向けた主な経過と、成果指標、市民アンケート、人口分析及び広聴活動等の結果に基づく第 3 次総合計画への反映について概要説明を受け、質疑を行った。

市民アンケートの調査結果では、その対象者の抽出方法について質疑があり、当局から、「毎年度、地域別、年齢階層別及び男女別に人数を割り振っており、職業は加味していないが、これまで一貫した方法でアンケートを行った」旨の答弁があった。その後、アンケートの回答率が 3 0 % 前後と低いことについて質疑があり、当局から、「短時間で回答しやすい環境づくりなどの改善を行ったところであり、今後も回答率が向上するよう継続的に改善していきたい」旨の答弁があった。

また、人口分析では、令和 5 年 1 2 月に公表された人口減少率は、やや緩やかな傾向になっているが、霧島市、鹿屋市と比較すると高い減少率であることについて質疑があり、当局から、「数値的には霧島市、特に鹿屋市とは 4 % ほどの差があるが、年齢階層別の高齢化の進展と、ピークが過ぎる時期が異なること、また、若者世代の人数の差が原因であると分析している」旨の答弁があった。

(2) 第 3 次薩摩川内市総合計画基本構想（案）について

ア 第 1 章及び第 2 章第 1 節について

まず、当局から、第 1 章「計画の役割と構成」及び第 2 章第 1 節「目指すまちのイメージと未来のまちの姿」について説明があり、委員から、未来のまちの姿に関して、その具体的な達成の基準について質疑があり、当局から、「基本構想の実現に向けて基本計画で掲げた各施策の指標について、達成した数が各施策全体の 8 0 % を超えることを目標としている」旨の答弁があった。

また、縦割り行政における横断的な取組等について質疑があり、当局から、「一つの部局で解決できない事項については、部局を超えて横断的に取り組む重点戦略プランを設定している」旨の答弁があった。

イ 第2章第2節について

未来のまちの姿を実現するための六つの政策目標の審査に当たっては、当該政策目標に基づく具体的な施策を掲げる基本計画（案）を参考としながら審査を行った。

各部局から、第2章第2節「政策目標」について説明があり、委員から、基本計画（案）に関して、市民の意見・提言する機会が整っていると感じる割合を60％に引き上げる具体的な取組について質疑があり、当局から、「市民が率直に意見を伝える場は必要であり、意見を伝える手段や広報の充実、会議に参加しやすい環境の整備など、目標値の達成に向けて試行錯誤しながら取り組んでいきたい」旨の答弁があった。

なお、委員から、「委員の意見等も含めて、基本計画又は実施計画に組み入れ、しっかりと検証をしながら、計画に基づき実施されたい」旨の意見が述べられた。

また、「ゾーニングなどの新たな政策展開に期待するとともに、基本構想で掲げる文字だけでは、本市が目指す5年後、10年後の姿を市民が具体的に想像することは難しい」旨の意見があり、当局から、「委員から頂いた意見をもとに、本市が目指すまちを市民が思い描けるよう基本計画の精査を行っていきたい」旨の答弁があった。

5 審査結果

このように本案は、時間をかけて慎重に審査を行った結果、「基本構想は令和7年度から令和16年度までの10年間の総合的な指針であり、基本構想を実現するために基本計画、実施計画が策定され、実施計画については毎年度見直しを行うものとされている。今後の社会経済情勢の変化は見通しが立てづらいことから、社会情勢の変遷に適宜適切な対応が必要不可欠であり、第3次薩摩川内市総合計画基本構想は柔軟に対応できる構造となっている」、「第2次薩摩川内市総合計画基本構想に係る成果指標や市民アンケートの各種数値等の分析に加え、市民の意見・提言を本市の現状課題に関する声として基本構想に反映し、また、本土・甕島などエリア別に施策を展開するものとなっている」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。